

許可番号 05410000284

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡 和子



許可の年月日

令和 6年 9月 6日

許可の有効年月日

令和 13年 8月 31日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、動物系固形不要物（以上、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

積替え又は保管を行う。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管施設

①所在地 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3

面 積 5,105㎡、うち保管面積63㎡

種 類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類（以上、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

保管上限 汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

廃油、廃プラスチック類

廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ

金属くず

鉋さい、がれき類

積み上げることができる高さ

許可証写し

朱印無きものは無効

鈴木工業株式会社 担当 印

22.5m³
1.3m³
5.0m³
7.5m³
5.0m³
9.5m³

年 月 日

（裏面に続く）

②所在地 仙台市若林区卸町東四丁目 4 番 2 5 号
面積 1, 4 9 2. 2 3m²、うち保管面積 2 4. 7 5m²
種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
保管上限 5 4. 3m³
積み上げることができる高さ 2. 5m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和 63 年 10 月 12 日 新規許可（宮城県）
平成 22 年 9 月 1 日 更新許可（宮城県）
平成 25 年 7 月 1 日 許可権者の変更（積替え保管施設について多賀城市との境界変更に伴う許可事務移管によるもの）
平成 25 年 7 月 11 日 優良確認
平成 26 年 4 月 1 日 代表者変更による書換え
平成 26 年 11 月 17 日 積替え保管施設住居表示変更による書換え
平成 29 年 9 月 1 日 更新許可
平成 29 年 11 月 9 日 変更届（水銀含有産業廃棄物に係る明示）に伴う書換え
令和 6 年 6 月 28 日 変更届（積替え保管施設の追加）
令和 6 年 9 月 6 日 更新許可

5. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

許可番号 05460000284

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡 和子



許可の年月日

令和 2年 7月 1日

許可の有効年月日

令和 9年 6月 30日

1. 事業の範囲

燃え殻 (ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、セﾘﾝ又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾅ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾍﾞﾝ、ｸﾛﾙﾌﾑ、ｼﾏﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｴﾝ、セﾘﾝ又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾍﾞﾝ、ﾍﾞﾝｴﾝ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素ｲｵﾝ濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾅ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾍﾞﾝ、ｸﾛﾙﾌﾑ、ｼﾏﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｴﾝ、セﾘﾝ又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃ｱﾙｶﾘ (水素ｲｵﾝ濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾅ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾍﾞﾝ、ｸﾛﾙﾌﾑ、ｼﾏﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、セﾘﾝ又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日 発行

鈴木工業株式会社 担当者



(裏面につづく)

鉛とい (水銀又はその化合物、 Cd またはその化合物、鉛又はその化合物、六価 Cr 化合物、砒素又はその化合物、 Se またはその化合物及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

ばいじん (水銀又はその化合物、 Cd またはその化合物、鉛又はその化合物、六価 Cr 化合物、砒素又はその化合物、 Se またはその化合物、 Si 材料類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

廃石綿等

積替え又は保管は行う。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管施設

①所在地 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3

面積 5,105 m^2 、うち保管面積21 m^2

種類 汚泥、廃酸、廃 Al 材

保管上限 汚泥、廃 Al 材 各 9.00 m^3

廃酸 18.00 m^3

積み上げることのできる高さ 2.00m

②所在地 仙台市若林区鉾町東四丁目4番25号

面積 1492.23 m^2 、うち保管面積119.51 m^2

種類 感染性産業廃棄物

保管上限 430.76 m^3

積み上げることのできる高さ 4.00m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 1日 新規許可（宮城県）

平成 25年 7月 1日 更新許可（宮城県）

平成 25年 7月 1日 許可権者の変更

（積替え保管施設について多賀城市との境界変更に伴う許可事務移管によるもの）

令和 2年 7月 1日 更新許可

令和 6年 7月 17日 変更届（積替え保管施設の追加）に伴う書き換え

令和 7年 10月 31日 変更届（積替え保管施設の追加）に伴う書き換え

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日 発行

鈴木工業株式会社 担当者

